

平成31年3月27日

国立高等専門学校に入学を志願する皆様へ

独立行政法人国立高等専門学校機構

災害救助法適用地域における災害で被害を受けた  
受験生への検定料免除について

独立行政法人国立高等専門学校機構では、平成32年(2020年)度国立高等専門学校入学者選抜について、下記のとおり検定料免除を実施いたしますのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 検定料免除の対象入試

平成32年(2020年)度入学者選抜(被災日以降に出願手続きをするもの)

##### 2. 対象者

独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校に入学を志願する方で、その主たる家計支持者が平成31年(2019年)度に災害救助法適用地域に居住していて被災し、市区町村等の発行する罹災証明書等の交付を受けた方

##### 3. 申請方法

出願書類とともに各国立高等専門学校所定の「検定料免除申請書」に「罹災証明書」を添付し、各国立高等専門学校へ提出してください。

なお、免除申請する方は、検定料の払い込みは行わないでください。検定料の払い込みをされた場合は、還付の申し出が必要となります。

##### 4. 入学料・授業料

入学料・授業料についても、家計状況及び被災状況により、免除又は徴収が猶予される場合があります。

##### 5. その他

申請方法等については、入学を志願する国立高等専門学校へお問い合わせください。

問い合わせ先：〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
本部事務局学務課入学試験係  
電話 042-662-3142